

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日と  
おきか  
るに  
注意)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
保安林の指定(造林課)  
保安林の指定の解除(〃)  
保安林の指定予定(〃)  
土地収用法による土地の立入り(管理課)  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)  
都市計画法第六十六条による告示(〃)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

### 鳥取県告示第六百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	平成二年七月十五日
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字沢田一四八	〃
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町通西二〇一	平成二年七月二十五日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	平成二年七月二十八日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	平成二年七月二十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二一	平成二年七月十六日
岡本歯科医院	倉吉市福山一三五	平成二年七月七日
医療法人中鳥整形外科医院	鳥取市新九三一五	平成二年七月一日

医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一五七	"
池淵医院	境港市栄町八八	"
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	"
彦爾科医院	米子市東福原五六三—三	"
梶川菜局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	"
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡名和町大字富長七五五—五	"

鳥取県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五八の九、二二五八の一〇

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字谷奥三八七六から三八七九まで、三八八一、青谷町大字青谷字瀧坂六二六、六二九、六二九の一、六三一の一、六三一の二、字赤尾坂五一五七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字蛇抜谷三四七一の一、字大谷上ミ坂三四七四の一三、赤碕町大字中村字本谷東平中五四四、泊村大字園字コツテイ出シ一二三九の二、字下河井一二四〇の一、一二四一の一、一二四二、字入道谷一三五八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町朝金字トノ田一〇三の一、一二六の一、字上山一三二、一三三の一、一三四の一、一三四の二、一三五の二、市山字家ノ上二〇五、字屋敷通り二一一の一、二二三

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字屋敷通り二一一の二

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

智頭線鉄道建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原字刈屋ノ上エ、字段、字天狗谷、字岩州、字古田道、字州、字岡田、字岡迎、字上山木、字山中通、字山本下モ上エ及び字山本ノ下モ、大字西谷字岡、大字尾見字小谷坂、字小谷下段、字淵ノ上、字古鼠家廻り、字古鼠、字塚ノ元、字小古鼠、字ハコウジ及び字羽香地、大字大内字牛房途、字横根谷上平、字横根下平、字大ノ田、字上大内、字日位上、字室屋、字金光寺、字タレザコ、字四歩一、字寺皆地、字酒屋土居、字岡ノ下夕、字アケサ、字小又、字香田、字栗田、字河井上江、字河谷及び字川井、大字毛谷字州ノ谷、字上ミ河原往来ノ内、字坂清水、字清水ケ谷、字下河原、字田尻及び字西山谷、大字篠坂字乳尾口、字乳尾、字井手口、字菴反田、字古川筋、字宮ノ前上ミ、字宮ノ前下モ、字向水無シロ、字水ナシ、字長途及び字外田下モ、大字南方字堀谷、字岸、字大寺道東、字大寺、字岡山口、字スガタ、字荒木、字宮ノ下、字土門、字奈留、字霊水寺、字法華堂上、字法華堂、字船山前田、字白木谷、字白毛谷口、字船山、字白毛谷及び字小屋谷、大字山根字寺谷前、字フチ屋、字竹ケハナ、字中河原、字細田向、字天神免、字寺谷口井手上、字長ケ谷向、字西中間田、字大飛所、字下モ田井手西及び字下モ田並びに大字智頭字天神免以後、字山崎向河原、字大地戸河原ノ二、字大地戸河原ノ一、字清右衛門田及び字枕田

四 立ち入ろうとする期間

平成二年八月二十日から平成五年八月十九日まで

鳥取県告示第六百七十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年四月二十七日 鳥取県指令受米土維第九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北浜新田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百七十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月十六日 鳥取県指令受米土維第九百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字東外浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字小波一二一三十三

有限会社淀江商事

代表取締役 青山伸雄

鳥取県告示第六百八十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年五月二十八日 鳥取県指令受米土維第八十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字下井手領  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五八三一  
株式会社地産  
代表取締役 入江修巳

鳥取県告示第六百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 昭和六十三年十月鳥取県告示第九百四十三号の事業地のうち鳥取市天神町地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		ちよんまげ一家 空中ブランコ	株式会社ソフィア
		もちあげ隊P-1五	

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条  
 第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関  
 歴等を次のとおり告示する。

平成二年八月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三子夫	明四・四・三	五 鳥取市西町四丁目一	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	自宅 〇八五〇三二六〇	広島地方裁判所三次支那検事	平一・三・七
岩 井 登志雄	大三・一・三	鳥取市岩倉四六一	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇八五〇三二七〇	鳥取県企業局長	平一・三・七
高 橋 務	大四・三・二	米子市蓮笑町二丁目二 四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士	自宅 〇八五〇三二五〇		平一・三・七
森 田 吉次郎	大四・八・五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇八五〇三二九〇	鳥取県代表監査委員	平一・三・七
勝 部 可 盛	昭八・三・三	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長 代理）	事務所 〇八五〇三一四六 自宅 〇八五〇三一四七		平一・三・七
田 村 康 明	昭九・一・六	九 鳥取市卯垣四丁目二二	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五〇三一九六		平一・三・七





田中和夫	大正・九・二〇	八頭郡用瀬町大字安蔵三四三	鳥取県経営者協会会長 鳥取信用金庫相談役 鳥取信用金庫相談役 鳥取県地方労働委員会委員	協議会 〇(八五)一六三三 〇(八五)一六三三 〇(八五)一六三三	鳥取信用金庫理事長	平・三・七
小林 繁	大正・七・四	米子市皆生一六六一一五四	鳥取県経営者協会西部支部副支部長 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(八五)元一〇三三 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四	株式会社米子鉄工所取締役	平・三・七
山住省二	昭二・一・二〇	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	鳥取商工会議所専務理事	協議所 〇(八五)元一六六六 〇(八五)元一六六六 〇(八五)元一六六六	鳥取県国民体育大会事務局長	平・三・七
高田勝之助	昭四・二・五	鳥取市桜谷六〇三	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協議会 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四	日本放送協会鳥取放送局副局長	平・三・七
村上博太	昭五・六・六	米子市上後藤三三八一	米子商工会議所専務理事	協議所 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四	米子商工会議所理事兼事務局長	平・三・七
永瀬正治	昭〇・六・〇	米子市宗像四五一一九	永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四 〇(八五)三三三四	株式会社永瀬石油店専務取締役	平・三・七
児嶋祥悟	昭六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一三八	鳥取瓦斯株式会社取締役社長	会社 〇(八五)元一八八二 〇(八五)元一八八二 〇(八五)元一八八二	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	平・三・七
藤井俊彦	昭六・七・七	鳥取市浜坂五丁目四一八	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇(八五)元一七五七 〇(八五)元一七五七 〇(八五)元一七五七	鳥取県立厚生病院事務長	平・三・七
村上脩司	昭二・二・七	鳥取市湖山町北三丁目二四七	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 〇(八五)元一七五六 〇(八五)元一七五六 〇(八五)元一七五六	鳥取県企画部交通・土地対策課長	平・二・四・一

# 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）  
 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を  
 次のとおり開催する。

平成2年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

## 1 講習の種類

### (1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受  
 けようとする者を対象とした講習をいう。

### (2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気  
 銃を所持している者を対象とした講習をいう。

## 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成2年9月19日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第8会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

## 経 験 者 講 習

平成2年9月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市概町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
平成2年9月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
平成2年9月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

## 3 受講対象者

### (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の  
 用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

### (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空  
 気銃を所持している者

- 1 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃  
 又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付された日から起算して  
 3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習課題
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考 査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 6 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- |         |        |
|---------|--------|
| ア 初心者講習 | 3,000円 |
| イ 経験者講習 | 1,500円 |
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
- 筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）